

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和38年7月1日、資格喪失日に係る記録を39年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年7月1日から39年3月1日まで

A株式会社には昭和38年7月頃から39年2月頃まで正社員として勤務し、運搬の仕事をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

退職時には女性の事務担当者から厚生年金保険のカードを受け取った記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及びA株式会社の近所で発生した昭和38年*月*日の火災についての申立人の記憶から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の厚生年金保険の事務担当者は、「正社員は全員厚生年金保険に加入させていた。冬期間のみの臨時社員もいたが、夏に勤務していたのであれば、正社員であったものと考えられる。」と証言している。

さらに、申立人と同様に運搬業務をしていた複数の同僚は、その全員が申立期間において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人に係るA株式会社の厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和38年7月1日、資格喪失日を39年3月1日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が入社したとする時期

の前後にA株式会社に入社し、申立人と同じ職種に従事していた同僚の資格取得時の標準報酬月額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は既に解散しており、確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届を記録しないと考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年6月1日まで
昭和41年5月1日に株式会社BからA株式会社に出向したが、申立期間については、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

当時、会社を辞めたことはなく、A株式会社へ出向という形で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務（昭和41年5月1日に株式会社BからA株式会社に出向）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は当時の資料が残っていないため不明であるとしており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

A社で昭和 37 年 3 月 31 日から 44 年 8 月 25 日まで勤務したが、申立期間の記録が無い。43 年 1 月に業務拡大のため B 市町村の C 工場から D 市町村の E 工場へ全従業員が移った。

申立期間は、継続して勤務し給与も受け取っていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿の記録では、A社C工場は、昭和 43 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社E工場が新たに適用事業所となったのは、同年 2 月 1 日であることから、申立期間は両事業所とも適用事業所とはなっていない。

また、申立人と同様に昭和 43 年 1 月 1 日にA社C工場で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に同社E工場で被保険者資格を取得したことが確認できる同僚から提出された給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料は同年 1 月分の給与から控除されたものの、同年 2 月分の給与において返金されていることが確認できる。

さらに、当時、給与事務を担当していた本社の経理責任者は、「E工場の全従業員について、同様の返金処理を行ったと思う。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。